

新法令 解説

VCファンド関連、リース会計基準の修正

改正「金融商品会計に関する実務指針」 の公表等に伴う財務諸表等規則等の 改正の解説

金融庁企画市場局企業開示課

主任会計専門官

鹿子木 慎亮

前金融庁企画市場局企業開示課

専門官

七海 健太郎

金融庁企画市場局企業開示課

係長

齊藤 義裕

【この記事のエッセンス】

●2025年（令和7年）3月11日、企業会計基準委員会（ASBJ）は、上場企業等が保有する組合等の出資持分に係る会計上の取扱いに関して、一定の要件を満たす組合等への出資は、当該組合等の構成資産に含まれるすべての市場価格のない株式について時価評価を可能とする改正移管指針9号「金融商品会計に関する実務指針」を公表した。

●これを受けて、財規等（財規、連結財規およびガイドライン）においては、前記の定めを適用する場合に必要な注記事項等について所

要の改正が行われ、2025年（令和7年）8月22日に公布・施行されている。

はじめに

2025年（令和7年）8月22日に「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等」の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令75号）が公布・施行され、あわせて関係ガイドラインが改正・公表された（以下、令和7年内閣府令75号と関係ガイドラインをあわせて「改正府令等」という）。

本改正府令等は、2025年（令和7年）3月11日付けで企業会計基準委員会（ASBJ）から公表された改正移管指針9号「金融商品会計に関する実務指針」（以下、「本実務指針」という）および同年4月23日に公表された企業会計基準34号「リースに関する会計基準」（以下、「リース会計基準」という）等の修正等を踏まえ、次の規則およびガイドライン（以下、あわせて「財規等」という）について、所要の改正を行ったものである。

・財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下、「財規」とい

う）

・連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下、「連結財規」という）

・財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の取扱いに関する留意事項について（財務諸表等規則ガイドライン）

本稿は、改正府令等の主な内容について解説を行うものであるが、意見にわたる部分については、筆者らの私見であることをあらかじめ申し添えておく。

改正の経緯・概要

わが国においては、企業が投資する組合等への出資の評価に関して、企業が投資する組合等の構成資産が市場価格のない株式である場合、金融商品に関する会計基準に従って取得原価で評価することになっている。

これに関して、近年、ファンドに非上場株式を組み入れた金融商品が増加しており、これらの非上場株式を時価評価することによって、財務諸表の透明性が向上し、投資家に対して有用な情報が開示および提供されることになり、その結果、国内外の機関投資家からより多くの成長資金がベンチャーキャピタルファンド（以下、「VCファンド」という）等に供給されることが期待されるとして、VCファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を時価評価するように速やかに会計基準を改正すべきとの要望が聞かれた。

こうした状況を受けて、ASBJは、検討の対象をVCファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を中心とする範囲に

限定し、上場企業等が保有するVCファンドの出資持分に係る会計上の取扱いの見直しを目的として会計基準の開発に着手し、2025年（令和7年）3月に本実務指針が公表された。

また、本年2月に公表された「会社計算規則の一部を改正する省令案に関する意見募集について」に対して寄せられた意見への対応として、会社計算規則における借手の定義につき、会社以外の個人等も含まれることを示すため、「リースの当事者のうち、その対象となる資産を使用する権利を取得する者」と修正することとされた。これを契機として、リース会計基準等の修正が本年4月に公表されている。

改正府令等においては、本実務指針の公表等を踏まえ、組合等の構成資産に含まれる市場価格のない株式を時価評価する場合に必要な注記事項を定める等所要の改正を行っている。

主な改正の内容

改正府令等の主な内容は次のとおりである。

金融商品に関する注記等

本実務指針では、一定の要件を満たす組合等への出資は、当該組合等の構成資産に含まれるすべての市場価格のない株式（出資者である企業の子会社株式および関連会社株式を除く）について時価をもって評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とすることができるとされており、この定めを適用する組合等への出資についての注記事項を定めている。

これを踏まえ、財規等においても、組合等の構成資産に含まれるすべての市場価格のない株式について時価をもって評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とする取扱いを行っている場合の注記事項を規定している（財規8の6の2③、138⑥、連結財規15の5の2③、111⑥）（次頁図表1）。

また、本改正府令等においては、前述の改正のほか、改正前に「貸借対照表計上額」としていた部分を「貸借対照表計上額の合計額」とする改正を行っている。これは、企業会計基準適用指針31号「時価の算定に関

(図表1) 財規8条の6の2第3項の改正箇所

(金融商品に関する注記)

第八条の六の二 [略]

2 [略]

3 第一項本文の規定にかかわらず、貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。以下この項において「組合等」という。)への出資については、第一項第二号に掲げる事項の記載を要しない。この場合には、その旨及び当該出資の貸借対照表計上額の合計額を注記しなければならない。ただし、組合等の構成資産に含まれる全ての市場価格のない株式(出資者である企業の子会社株式及び関連会社株式を除く。第百三十八条第六項において同じ。)について時価をもつて評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とする取扱いを行つている場合には、その旨、当該取扱いを行う組合等の選択に関する方針及び当該取扱いを行つている組合等への出資の貸借対照表計上額の合計額を併せて注記するものとする。

[4～10 略]

※ 下線は、改正箇所を示すため筆者らが付したものである。

(図表2) 財規8条の6第1項の改正箇所

(リースに関する注記)

第八条の六 リースについては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一 財務諸表提出会社が借手(リースにおいて原資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に獲得する者をいう。以下この項、第八条の三十第一項及び第二項並びに第十六条の二第一項において同じ。)である場合 次のイから八までに掲げる情報の区分に応じ、当該イから八までに定める事項

イ [略]

ロ リース特有の取引に関する情報 次に掲げる事項

[(1)・(2) 略]

(3) セール・アンド・リースバック取引(売手である借手が資産を買手である貸手(リースにおいて原資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に提供する者をいう。以下この項及び第九十八条の三において同じ。))に譲渡し、売手である借手が買手である貸手から当該資産をリースする取引をいう。(3)において同じ。)については、次の(i)から(iii)までに掲げる場合の区分に応じ、当該(i)から(iii)までに定める事項

[(i)～(iii) 略]

(4) [略]

ハ [略]

[二・三 略]

[2～8 略]

※ 下線は、改正箇所を示すため筆者らが付したものである。

する会計基準の適用指針」の定めと平仄を合わせるものであり、これにより実務を変更する意図はない。

リース会計基準等の修正を踏まえた「貸手」と「借手」の定義に関する改正

リース会計基準等の修正においては、「貸手」と「借手」の定義が修正されている。これを踏まえ、財規等においても、「貸手」と「借手」の定義中、「企業」としていた部分を「者」とする改正を行つている(財規8の6①、連結財規15の24①、67の2①)(図表2)。

適用時期

前記「金融商品に関する注記等」のうち本実務指針の公表に伴う注記に係る改正は、2026年(令和8年)4月1日以後に開始する事業年度(連結会計年度)に係る(連結)財務諸表について適用される(中間も同様)。ただし、2025年(令和7年)4月1日以後に開始する事業年度(連結会計年度)から早期適用が可能とされている(中間も同様)。

前記「リース会計基準等の修正を踏まえた『貸手』と『借手』の定義に関する改正」に係る改正の適用時期は、本年3月24日に公表された令和7年内閣府令20号と同様である。

なお、前記「金融商品に関する注記等」のうち「貸借対照表計上額の合計額」に係る改正は適用時期を定めていない。改正府令等は、公布の日から施行されている。

*